

6月8日の野生生物部会における意見の概要

- 基本方針記述のポイントにおいて、特定外来生物に選定するかどうかの判定に関し「我が国固有の生態系に回復不可能な被害」とあるが、限定的過ぎるので、もっと広く解釈できる記述にすべきではないか。
- 特定外来生物や未判定外来生物の選定が必要最小限のものとならないよう、広く指定できるようにすべきではないか。
- 生態系等への被害の観点からすると、釣り餌として大量に輸入されているゴカイは本来の自然を攪乱し、有明海のアサリの遺伝的均一性も問題となり得るが、そういったものはどう扱うのか。
- 生態系への大きな影響はなくとも外来生物であれば何らかの影響があるが、外来生物法は生物多様性国家戦略と矛盾しており、基本方針の中でどれだけ考慮できるのかという問題がある。
- 特定外来生物について、「菌類、細菌類、ウイルスは対象としない」とまで書く必要はないのではないか。
- ノネコ等の国内由来の外来生物による希少な野生生物への影響が問題となっているが、どのような対策が行われるのか。